

国内経済要録

◇中小企業円高緊急対策

政府は、最近の円高により影響を被る中小企業に対し緊急措置として総合的な対策を講ずることとした(1月17日閣議決定)。今次対策の概要は次のとおり。

1. 金融上の特別措置

(1) 中小企業為替変動対策緊急融資の充実

円高により影響を被ることとなる輸出関連中小企業者等(以下「円高関連中小企業者」という)の経営の安定に資するため、本融資対象者を拡大するとともに、次の特別措置を講ずる。

- イ. 貸付規模 2,200億円程度。
- ロ. 貸出金利の引下げ 特利適用部分については、貸出金利を5.5%(3年を超えるものについては4年目以降6.2%)に引下げる。
- ハ. 財政措置 商工組合中央金庫に対する出資を行うとともに、政府系中小企業金融三機関に対する利子補給を行う。

(2) 中小企業事業転換融資の充実

円高関連中小企業者の行う事業転換の円滑化を図るため、中小企業事業転換対策臨時措置法に基づく本融資について次の特別措置を講ずる。

- イ. 貸出金利の引下げ 貸出金利を5.5%(3年を超えるものについては、4年目以降6.2%)に引下げる。
- ロ. 財政措置 中小企業金融公庫および国民金融公庫に対する利子補給を行う。

(3) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においても、中小企業金融公庫および国民金融公庫の措置に準じて、上記(1)および(2)の融資を行う。

(4) 設備近代化資金等の返済猶予

中小企業設備近代化資金の返済が著しく困難と認められる円高関連中小企業者については、2年以内の期間について返済猶予を認める。また、政府関係中小企業金融機関については、すでに返済猶予を実施しているが、今後ともきめ細かな運用を行う。

2. 信用補完措置

円高関連中小企業者のうち信用力、担保力に乏しいも

のについては、次の信用補完の拡充措置によって、経営安定のための金融の円滑化を図る。

(1) 保険特例措置の新設

中小企業信用保険につき、下記により保険特例措置を新設する。

- イ. 保険限度の別わく 特別小口保険、無担保保険および普通保険については、通常の保険限度額のほかに、同額の別わく限度額を設ける。
- ロ. 保険料率の引下げ ⅰ. に掲げる別わく分については、保険料率を通常の3分の2に引下げる。
- ハ. てん補率 普通保険に係る別わく分については、通常のてん補率70%を80%に引上げる。

(2) 特例期間

本特例措置施行後1年以内とする。

(3) 財政措置

本保険特例措置の新設に伴い、中小企業信用保険公庫に対する出資および信用保証協会に対する助成措置を講ずる。

3. 税制上の特別措置

(1) 円高関連中小企業者について、欠損金の繰戻し制度による還付を既往3年間(現行1年間)にさかのぼって行うことを認める。地方税においても、欠損金の繰越しについて特別措置を講ずる。

(2) 特に大きな影響を受ける円高関連中小企業者に対し、中間申告制度、予定納税額の減額承認制度および納税猶予の制度の活用を図る。

4. 下請中小企業対策の充実

親企業の下請中小企業に対する円高による影響の不当な転嫁を防止するため、下請代金支払遅延防止法に基づく調査等により円滑な下請代金の支払等を期するとともに、下請企業振興協会を通じた下請取引の機動的なあっせんを行い円高関連中小企業者の仕事量の確保を図る。

5. 産地振興対策の推進

円高による影響を被る産地の活力の維持と雇用機会の確保を図るため、中小企業振興事業団による長期・低利融資の活用等により新規企業の導入を図る。

6. 雇用対策の推進

円高に伴って事業規模の縮小等を余儀なくされる中小企業に対し、雇用保険法に基づく雇用安定資金制度等の弾力的運用を図るとともに、職業訓練の実施、就職のあっせん等に努める。

7. 立法措置

中小企業信用保険の特例措置等上記施策を実施するため、所要の立法措置を講ずる。

8. 上記の諸措置に関連して、小規模企業者に対しては、小企業等経営改善資金の貸付条件の改善を本年1月から実施する。

◇ 為替管理の自由化および簡素化措置

政府は、対外経済対策(昨年9月20日決定、52年10月号「要録」参照)の推進の一環として、このたび為替管理の自由化および簡素化を図ることを決定した(1月26日発表)。今次措置の概要は次のとおり。

1. 標準決済制度の見直し

貿易外受取および貿易外支払に係る標準決済制度を廃止する。ただし、役務を提供する契約のうち、提供後対価の受領までが1年を超える技術援助および工事請負については、大蔵大臣の許可が引続き必要。

輸入の標準決済制度については今後廃止を含めて検討することとするが、当面、その標準決済期間を前払1年、後払6ヵ月(資本財、耐久消費財および委託販売は1年)に拡大する。

輸出の標準決済制度は、今後見直しを行う予定。

2. 取引等について許可等を要しない限度額引上げないし外国為替公認銀行承認の廃止

居住者が外国へ向けた支払またはこれに伴う取引のうち、許可または外国為替公認銀行(以下「為銀」という)の承認を要しない限度を300万円に引上げる(従来は3,000ドル相当額以内)。

渡航外貨の買入れ、親族送金等の貿易外経常的支払については、上記限度を超えるものであっても為銀の承認は不要とする。

3. 本邦通貨の携帯輸出限度額の引上げ

本邦通貨の携帯輸出限度額を1人当たり300万円に引上げる(従来は10万円)。

4. 外貨預金制度の拡充

残高300万円相当額を限度として、外貨を購入して居住者が国内外貨預金を預入することができることとする(従来は、対外取引により適法に取得した外貨についてのみ預金が認められていた)。

居住者の海外外貨預金については、個人に対しても残高300万円相当額程度の外貨預金を持つことを日本銀行の許可により認める(従来は、渉外業務にたずさわる法人に対してのみ日本銀行の包括許可により認められていた)。

5. 対外証券投資に対する為替ヘッジ制度の拡充

居住者の保有する外貨証券に対する為替ヘッジを容易にするための措置を新たに講ずる。

6. 保証の自由化

コルレス契約を認められた為銀の保証、海外の日系企業のためにする本社保証(出資比率25%以上の海外企業に対するものに限る)、国内の外資系企業のためにする海外本社の保証等については、自由とする(従来は大蔵大臣の許可が必要)。この結果、保証に係る為替管理は、海外現地法人の外債発行に伴うもの等一部の例外を除きほとんど自由となる。

7. 金地金取引の自由化

300万円を超える金地金取引について、輸出は税関に対する届出(従来は大蔵大臣〔税関委任〕の許可が必要)、輸入は為銀に対する届出(従来は日本銀行の支払許可が必要)を要することとし、事実上の自由化を図る。

8. 不動産取引規制の緩和および手続の簡素化

居住者による海外不動産の取得、処分等は、日本銀行に対する届出で足りることとする(従来は大蔵大臣の許可〔日本銀行に事務委任〕が必要)。

非居住者による国内不動産の取得、処分等は、居住用、事務所用の取得または非営利法人の取得(その目的の用に供するためのもの)および合法的に取得したものの処分については、自由とする(従来は原則として大蔵大臣または日本銀行の許可が必要)。

9. 対外直接投資の届出制への移行

対外直接投資(居住者による海外現地法人の新設および既存企業への経営参加)は、特定の業種を除き日本銀行に対する事前届出で足りることとする(従来は大蔵大臣の許可〔銀行および証券会社が行うものを除き日本銀行に事務委任〕が必要)。

10. 対内直接投資手続の簡素化

対内直接投資(外国投資家による内国法人の新設および既存企業への経営参加)は、主務大臣の自動認可(農林水産業等の4業種の場合等例外的に主務大臣が個別審査するものを除く)事務のほとんどを日本銀行に委任し、処理の迅速化を図る。

11. 技術導入手続の簡素化

6技術(航空機、武器、火薬、原子力、宇宙開発および電子計算機)以外の技術の技術援助の提供を受ける契約は、特定のものを除き、対価のいかんにかかわらず日本銀行の自動認可(契約期間が1年以下の場合は日本銀行への事前届出)とする(従来は、6技術については対価が10万ドル以下のもの、それ以外の技術については対価が30万ドル以下のものについて日本銀行の自動認可〔契約期間が1年以下の場合は自動許可〕であり、これらを

越えるものについては実質的に主務大臣が処分決定をしていた)。

また、主務大臣が実質的に処分決定をするものについても、6技術を含めその処理の迅速化を図る。

12. 以上の措置は、関係政省令等を整備したうえ、速やかに実施する。

為替管理の緩和については、今後とも引続き検討を行い逐次実施していく予定であり、同時に「外国為替及び外国貿易管理法」等の全面改正についても新たに検討を

開始することとする。

◇昭和55年度経済の暫定試算

経済審議会企画委員会は1月30日、昨年末の同審議会の「昭和50年代前期経済計画の推進に関する昭和52年度報告」(12月20日決定)に基づき、55年度の経済の姿につき暫定的に試算した「昭和55年度経済の暫定試算」を発表した。

同試算の諸指標は次のとおり。

昭和55年度経済の暫定試算

(単位・兆円、%)

項 目	実 績		暫 定 試 算						昭 和 50 年 代 前 期 経 済 計 画			
	50年度		55年度		年平均 増加率		(参考) 57年度		年平均 増加率		55年度	
	金額	構成 比	金額	構成 比	55年度/ 50年度	金額	構成 比	57年度/ 50年度	金額	構成 比	55年度/ 50年度	
国 民 総 支 出	(実質)											
	国民総支出	93	100	126	100	6強	142	100	6強	125½	100	6¼
	個人消費支出	50	54	63	50	5弱	68	48	5弱	65	52	5½
	政府財貨サービス経常購入	8	9	10	8	4強	11	8	4強	10	8	4
	政府固定資本形成	9	10	15	12	11強	18	13	10強	13	10¼	7¼
	民間企業設備投資	14	15	19	15	6弱	22	16	6強	20	16	7
	民間住宅投資	7	7	9	7	7弱	11	7	7程度	9½	7½	7¾
海外経常余剰	4	4	7	6	—	8	6	—	5½	4½	—	
支 出	(名目)											
	国民総支出	150	100	267	100	12強	333	100	12強	277	100	13
	個人消費支出	85	57	150	56	12程度	186	56	12弱	153	55	13
	政府財貨サービス経常購入	17	11	28	11	11強	35	11	11強	30	11	12
	政府固定資本形成	14	9	29	11	16程度	38	11	16弱	27	10	14
	民間企業設備投資	21	14	32	12	9強	40	12	10弱	39	14	13
	民間住宅投資	11	7	20	8	12強	26	8	13強	23	8	15
海外経常余剰	0	0	1	0	—	1	0	—	1	1	—	
財 政 収 支	政 府 収 入	34	69	96	77							
	政 府 支 出	44	86	110	83							
	収 支 差 額	△ 10	△ 17	△ 14	△ 6							

(注) 1. 実質は昭和45年価格による。
2. 計画の国民総支出(名目)は「昭和50年代前期経済計画」参考資料による。

◇「財政収支試算(53年度ベース)」

歳入を見通した「財政収支試算(53年度ベース)」を国会政府は1月31日、昭和57年度までの国の財政の歳出、に提出した。試算の結果は次のとおり。

財政収支試算(53年度ベース)年度別内訳

ケースA(特例公債依存型)

57年度まで増税が実施されず、かつ、歳出については経済審議会企画委員会暫定試算(以下「暫定試算」と呼ぶ)の水準が維持され、特例公債を増発せざるを得ないケース。

(単位・億円)

		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～57年度 年平均 伸び率	47～52年度 年平均 伸び率	
経常部門	歳出	国債費	22,900	31,500	41,600	54,400	69,800	87,700	30.7%	39.5%
		振替支出	69,900	83,100	96,400	111,800	127,500	145,300	15.7	28.4
		その他	135,300	153,200	172,300	193,800	216,100	241,000	12.2	16.8
		うち (地方交付税)	(45,500)	(53,700)	(55,600)	(64,600)	(74,300)	(85,400)	(13.4)	(16.2)
	小計	228,100	267,800	310,300	360,000	413,400	474,000	15.8	21.4	
	歳入	税収	170,900	[181,200] 200,400	209,800	242,800	277,700	317,400	13.2	15.7
		税外・その他収入	17,700	18,400	17,200	17,700	18,200	18,700	—	—
		特例公債	40,500	[63,000] 49,400	83,500	99,700	117,700	138,100	—	—
		投資部門へ充当	△ 1,000	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	—	—
		小計	228,100	267,800	310,300	360,000	413,400	474,000	15.8	21.4
投資部門	歳出小計	57,000	75,100	85,400	97,200	109,600	123,600	16.7	15.1	
	歳入	特定財源等	12,700	[13,600] 14,600	14,100	14,700	15,300	15,900	4.5	7.9
		四条公債	44,300	[61,500] 60,500	71,300	82,500	94,300	107,700	19.5	17.8
小計	57,000	75,100	85,400	97,200	109,600	123,600	16.7	15.1		
予算規模		285,100	342,900	395,700	457,200	523,000	597,600	15.9	20.0	
(参考)	公債金収入	84,800	109,900	154,800	182,200	212,000	245,800	23.7	34.2	
	公債依存度 (GNP比)	29.7%	[37%程度] 32.0%	39.1%	39.9%	40.6%	41.1%	—	—	
	公債残高	(17.2%) 324,000	(20.6%) 434,000	(24.9%) 590,000	(29.1%) 774,000	(33.2%) 986,000	(37.1%) 1,229,000	—	—	
	特例公債依存度	17.8%	[24%程度] 18.4%	26.9%	27.7%	28.5%	29.1%	—	—	

- (注) 1. 「その他」の内書きの「地方交付税」は、現行税制の下における国税3税の32%分(以下同じ)。
2. []内は、53年度において税収の年度所屬区分変更がなかったとした場合の計数(以下同じ)。
3. 特例公債依存度は、経常部門小計に占める特例公債の割合(以下同じ)。

ケースB(歳出削減依存型)

57年度まで増税が実施されず、歳出削減のみで57年度に特例公債依存脱却を実現するものと仮定したケース。

(単位・億円)

		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～57年度 年平均 伸び率	47～52年度 年平均 伸び率	
経常部門	歳出	国債費	22,900	31,500	40,800	50,800	60,700	70,200	25.1%	39.5%
		振替支出	69,900	83,100	83,100	83,100	83,100	83,100	3.5	28.4
		その他	135,300	153,200	155,100	164,100	173,800	184,900	6.4	16.8
		うち (地方交付税)	(45,500)	(53,700)	(55,600)	(64,600)	(74,300)	(85,400)	(13.4)	(16.2)
小計	228,100	267,800	279,000	298,000	317,600	338,200	8.2	21.4		

			52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～57年度 年平均 伸び率	47～52年度 年平均 伸び率
経常部門	歳入	税 収	170,900	[181,200] 200,400	209,800	242,800	277,700	317,400	13.2	15.7
		税外・その他収入	17,700	18,400	17,200	17,700	18,200	18,700	—	—
		特 例 公 債	40,500	[63,000] 49,400	52,200	37,700	21,900	2,300	—	—
		投資部門へ充当	△ 1,000	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	—	—
		小 計	228,100	267,800	279,000	298,000	317,600	338,200	8.2	21.4
投資部門	歳 出 小 計		57,000	75,100	85,400	97,200	109,600	123,600	16.7	15.1
	歳入	特 定 財 源 等	12,700	[13,600] 14,600	14,100	14,700	15,300	15,900	4.5	7.9
		四 条 公 債	44,300	[61,500] 60,500	71,300	82,500	94,300	107,700	19.5	17.8
		小 計	57,000	75,100	85,400	97,200	109,600	123,600	16.7	15.1
予 算 規 模			285,100	342,900	364,400	395,200	427,200	461,800	10.1	20.0
(参 考)	公 債 金 収 入		84,800	109,900	123,500	120,200	116,200	110,000	5.4	34.2
	公 債 依 存 度 (G N P 比)		29.7%	[37%程度] 32.0%	33.9%	30.4%	27.2%	23.8%	—	—
	公 債 残 高		324,000	434,000	559,000	680,000	796,000	903,000	—	—
	特 例 公 債 依 存 度		17.8%	[24%程度] 18.4%	18.7%	12.7%	6.9%	0.7%	—	—

ケースC(増税依存型)

歳出については暫定試算の水準が維持され、かつ、57年度に特例公債依存から脱却するために、増税を実施せねばならないケース。

(単位・億円)

			52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～57年度 年平均 伸び率	47～52年度 年平均 伸び率
経常部門	歳出	国 債 費	22,900	31,500	41,100	51,900	62,900	73,000	26.0%	39.5%
		振 替 支 出	69,900	83,100	96,400	111,800	127,500	145,300	15.7	28.4
		そ の 他	135,300	153,200	172,300	193,800	216,100	241,000	12.2	16.8
		うち (地方交付税)	(45,500)	(53,700)	(55,600)	(64,600)	(74,300)	(85,400)	(13.4)	(16.2)
		小 計	228,100	267,800	309,800	357,500	406,500	459,300	15.0	21.4
部 門 入	歳入	税 収	170,900	[181,200] 200,400	228,800	288,300	356,700	440,800	20.9	15.7
		税外・その他収入	17,700	18,400	17,200	17,700	18,200	18,700	—	—
		特 例 公 債	40,500	[63,000] 49,400	64,000	51,700	31,800	0	—	—
		投資部門へ充当	△ 1,000	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	—	—
		小 計	228,100	267,800	309,800	357,500	406,500	459,300	15.0	21.4

		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～57年度年平均伸び率	47～52年度年平均伸び率	
投資部門	歳出小計	57,000	75,100	85,400	97,200	109,600	123,600	16.7%	15.1%	
	歳入	特定財源等	12,700	[13,600] 14,600	14,100	14,700	15,300	15,900	4.5	7.9
		四条公債	44,300	[61,500] 60,500	71,300	82,500	94,300	107,700	19.5	17.8
	小計	57,000	75,100	85,400	97,200	109,600	123,600	16.7	15.1	
予算規模		285,100	342,900	395,200	454,700	516,100	582,900	15.4	20.0	
(参考)	公債金収入	84,800	109,900	135,300	134,200	126,100	107,700	4.9	34.2	
	公債依存度	29.7%	[37%程度] 32.0%	34.2%	29.5%	24.4%	18.5%	—	—	
	(GNP比) 公債残高	(17.2%) 324,000	(20.6%) 434,000	(24.1%) 571,000	(26.5%) 706,000	(28.0%) 832,000	(28.3%) 936,000	—	—	
	特例公債依存度	17.8%	[24%程度] 18.4%	20.7%	14.5%	7.8%	—%	—	—	
	増税額				19,000	23,700	27,200	33,400	(54～57年度合計) 103,300	

ケースD(増税幅圧縮型)

「振替支出」および「その他」歳出について、ケースCの水準から一定の削減を行い、かつ、57年度に特例公債から脱却すると仮定したケース。

(単位・億円)

		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～57年度年平均伸び率	47～52年度年平均伸び率	
経常部門	歳出	国債費	22,900	31,500	41,100	51,800	62,800	72,800	26.0%	39.5%
		振替支出	69,900	83,100	95,400	109,600	123,700	139,700	14.8	28.4
		その他	135,300	153,200	170,400	189,600	209,200	230,800	11.3	16.8
		うち(地方交付税)	(45,500)	(53,700)	(55,600)	(64,600)	(74,300)	(85,400)	(13.4)	(16.2)
	小計	228,100	267,800	306,900	351,000	395,700	443,300	14.2	21.4	
	歳入	税収	170,900	[181,200] 200,400	226,600	282,800	346,800	424,800	20.0	15.7
		税外・その他収入	17,700	18,400	17,200	17,770	18,200	18,700	—	—
		特例公債	40,500	[63,000] 49,400	63,300	50,700	30,900	0	—	—
		投資部門へ充当	△ 1,000	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	—	—
		小計	228,100	267,800	306,900	351,000	395,700	443,300	14.2	21.4
投資部門	歳出小計	57,000	75,100	85,400	97,200	109,600	123,600	16.7	15.1	
	歳入	特定財源等	12,700	[13,600] 14,600	14,100	14,700	15,300	15,800	4.4	7.9
		四条公債	44,300	[61,500] 60,500	71,300	82,500	94,300	107,800	19.5	17.8
	小計	57,000	75,100	85,400	97,200	109,600	123,600	16.7	15.1	
予算規模		285,100	342,900	392,300	448,200	505,300	566,900	14.7	20.0	

		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～57年度年平均伸び率	47～52年度年平均伸び率
(参 考)	公債金収入	84,800	109,900	134,600	133,200	125,200	107,800	4.9%	34.2%
	公債依存度	29.7%	[37%程度] 32.0%	34.3%	29.7%	24.8%	19.0%	—	—
	(GNP比) 公債残高	(17.2%) 324,000	(20.6%) 434,000	(24.1%) 570,000	(26.4%) 705,000	(27.9%) 830,000	(28.2%) 934,000	—	—
	特例公債依存度	17.8%	[24%程度] 18.4%	20.6%	14.4%	7.8%	—%	—	—
	増税額				16,800	20,700	23,600	28,700	(54～57年度合計) 89,800

ケースE(大幅歳出削減・増税併用型)

ケースDに比べさらに歳出削減を行い、「地方交付税」を除く「その他」歳出の54年度以降の伸び率をゼロまで削減したケース。

(単位・億円)

		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～57年度年平均伸び率	47～52年度年平均伸び率
経 常 部 門	歳出								
	国債費	22,900	31,500	40,800	51,000	61,200	70,800	25.3%	39.5%
	振替支出	69,900	83,100	95,400	109,600	123,700	139,700	14.8	28.4
	その他	135,300	153,200	155,100	164,100	173,800	184,900	6.4	16.8
	うち (地方交付税)	(45,500)	(53,700)	(55,600)	(64,600)	(74,300)	(85,400)	(13.4)	(16.2)
	小計	228,100	267,800	291,300	324,700	358,700	395,400	11.6	21.4
	歳入								
	税収	170,900	[181,200] 200,400	219,500	265,600	316,500	376,900	17.1	15.7
	税外・その他収入	17,700	18,400	17,200	17,700	18,200	18,700	—	—
	特例公債 投資部門へ充当	40,500 △ 1,000	[63,000] △ 200	54,800 △ 200	41,600 △ 200	24,200 △ 200	0 △ 200	— —	— —
小計	228,100	267,800	291,300	324,700	358,700	395,400	11.6	21.4	
投資部門									
歳入									
歳出小計	57,000	75,100	85,400	97,200	109,600	123,600	16.7	15.1	
特定財源等	12,700	[13,600] 14,600	14,100	14,700	15,300	15,900	4.5	7.9	
四条公債	44,300	[61,500] 60,500	71,300	82,500	94,300	107,700	19.5	17.8	
小計	57,000	75,100	85,400	97,200	109,600	123,600	16.7	15.1	
予算規模	285,100	342,900	376,700	421,900	468,300	519,000	12.7	20.0	
(参 考)	公債金収入	84,800	109,900	126,100	124,100	118,500	107,700	4.9	34.2
公債依存度	29.7%	[37%程度] 32.0%	33.5%	29.4%	25.3%	20.8%	—	—	
(GNP比) 公債残高	(17.2%) 324,000	(20.6%) 434,000	(23.7%) 562,000	(25.8%) 687,000	(27.1%) 805,000	(27.4%) 909,000	—	—	
特例公債依存度	17.8%	[24%程度] 18.4%	18.8%	12.8%	6.7%	—%	—	—	
増税額				9,700	11,700	12,900	15,200	(54～57年度合計) 49,500	

◇事業債の発行条件の改訂

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改訂し、2月債から実施した(2月1日発表)。

事業債の発行条件の改訂

	期限	(円)発行価額	表面利率(%)		応募者利回り(%)	
			改訂後	改訂前	改訂後	改訂前
AA格債	12年	99.75 (据置)	6.7 (△0.2)	6.9	6.737 (△0.201)	6.938
A格債	10年	99.50 (据置)	6.7 (△0.2)	6.9	6.783 (△0.201)	6.984
BB格債	10年	99.50 (据置)	6.8 (△0.2)	7.0	6.884 (△0.201)	7.085
B格債	10年	99.50 (据置)	6.9 (△0.2)	7.1	6.994 (△0.201)	7.185

(注) カッコ内は改訂幅。

◇昭和53年度地方財政計画

政府は2月3日、昭和53年度地方財政計画を閣議了承した。同計画の概要は次のとおり。

1. 地方財政の状況にかんがみ、地方税源の充実強化と地方税負担の適正化に努める一方、料理飲食等消費税の基礎控除の引上げ、ガス税の免税点の引上げ等を行い特別土地保有税の合理化のための措置を講ずる。

2. 地方財源の不足等に対処し、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、次の措置を講ずる。

(1) 昭和53年度以降、当分の間、毎年度の交付税および譲与税配付金特別会計(以下「特別会計」という)における借入金については、当該年度以前の借入金償還金のうち地方負担とされた額を控除した額の2分の1に相当する額を国の負担とする旨を法定するとともに、昭和50年度および51年度における特別会計の借入金についても毎年度の償還額の2分の1に相当する額を国が負担する。

(2) 昭和53年度の地方財源不足見込額3兆500億円について、次のように完全に補てんする。

イ. 一般会計から特別会計への1,500億円の臨時地方特例交付金の繰入れ、および特別会計における資金運用部資金からの1兆5,500億円の借入により、地方交付税を1兆7,000億円増額する。

ロ. 建設地方債を1兆3,500億円増発する。

(3) 地方債の所要額の確保等のため次の措置を講ずる。

イ. 地方債計画の規模を6兆2,197億円とする。

ロ. 地方債資金対策として政府資金の大幅増額を図る

とともに、公営企業金融公庫の融資対象を拡大することにより同公庫の機能拡充を図る。

ハ. 一般市町村に係るいわゆる財源対策債については原則として全額政府資金を充当するとともに、地方負担の軽減に資するため、地方債計画総額の60%に相当する額と政府資金の額との差額について、民間資金と政府資金の金利差分を一般会計から特別会計に繰入れる。

(4) 各種使用料および手数料の見直し等受益者負担の適正化を図る。

3. 最近の経済情勢にかんがみ、景気の着実な回復を図ることに配慮しつつ、住民福祉の充実、生活環境の整備および住民生活の安全確保等を図るため、次の諸点に重点をおいて財源を配分する。

(1) 立ち遅れている生活関連施設を中心とする社会資本の整備の促進と景気の着実な回復を図るため、投資的経費を充実する。

(2) 社会保障の充実を図る。

(3) 学校教育施設の整備の促進、私学助成の拡充等教育振興対策を推進する。

(4) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進、交通安全対策の充実等住民生活の安全を確保するための施策を推進する。

(5) 人口急増地域および過疎地域に対する財政措置を引

昭和53年度地方財政計画

(単位・億円、%)

		53年度	52年度計画比	
			増減(Δ)額	増減(Δ)率
入	地方税	115,885	10,938	10.3
	地方譲与税	3,707	440	13.5
	地方交付税	70,400	13,345	23.4
	国庫支出金	88,137	13,179	17.6
	地方債	40,106	9,932	32.9
	その他とも計	343,396	55,031	19.1
出	給与関係経費	106,086	10,842	11.4
	一般行政経費	75,365	12,256	19.4
	公債	22,382	5,062	29.2
	維持補修費	4,713	330	7.5
	投資的経費	126,594	26,210	26.1
	うち補助	70,118	14,589	26.3
	単独	56,476	11,621	25.9
公営企業繰出金	6,256	731	13.2	
その他とも計	343,396	55,031	19.1	

続き充実する。

4. 下水道、病院、交通事業等の地方公営企業に対し、負担区分に基づき一般会計から所要の繰入れを行う。

5. 地方行財政運営の合理化を図るとともに、国庫補助負担基準の改善等財政秩序の確立を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 国庫補助負担金について、補助対象範囲の拡大、補助面積基準の引上げ、補助単価の適正化等国庫補助負

担基準を改善する。

(2) 定員管理の合理化を図るとともに、一般行政経費等を極力抑制する。

(3) 年度途中における事情の変化に弾力的に対応するため必要な資金をあらかじめ留保する。

(4) 地方財政計画を実態に即して策定するため、その算定内容について所要の是正措置を講ずる。